

山口市公共交通委員会設置要綱

(目的)

第1条 山口市公共交通委員会（以下「委員会」という。）は、山口市の交通政策を総合的に調査審議し、まちづくりと連動した交通政策を推進することを目的とする。

(事務所)

第2条 委員会は、事務所を山口県山口市亀山町2番1号に置く。

(定義)

第3条 この要綱において、「事業計画」とは、山口市市民交通計画に基づく実施計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画を兼ねた計画をいう。

(事業)

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 事業計画の策定及び変更に係る協議並びに実施に係る連絡調整に関すること。
- (2) 事業計画に基づく事業の実施、評価及び改善に関すること。
- (3) 交通政策に係る事業の審議に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第5条 委員会の委員は次に掲げる者（団体にあっては、その団体の役員又は職員）とする。

- (1) 山口市副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 山口市自治会連合会
- (4) 公募市民
- (5) 国土交通省中国運輸局山口運輸支局
- (6) 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
- (7) 山口県観光スポーツ文化部交通政策課
- (8) 山口県警察本部
- (9) 山口県防府土木建築事務所
- (10) 西日本旅客鉄道株式会社
- (11) 山口市社会福祉協議会
- (12) 山口商工会議所
- (13) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (14) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (15) その他委員長が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員のうち、委員長は、山口市副市長とし、副委員長は、学識経験者の中から委員長が任命する。

3 監事は、委員の中から委員長が任命する。

4 委員長、副委員長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐して委員会の業務を掌理し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 委員会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを委員長に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、委員会を招集すること。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び次条の規定により議決権を行使した委員の全員の賛成をもって議決する。

5 委員長は、前項の議決された事項を、速やかに山口市長に報告しなければならない。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(書面又は代理人による表決)

第10条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに委員会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を委員会に提出しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第11条 委員会で協議が整った事項については、委員会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、山口市都市整備部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(資金)

第13条 委員会の資金は、次の各号に掲げるものを充てる。

- (1) 国からの補助金
- (2) 第5条に掲げる委員の属する機関の負担金
- (3) その他の収入

(財務に関する事項)

第14条 委員会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会が解散した場合の措置)

第15条 委員会が解散した場合は、委員会の収支は、解散の日をもって打ち切り、委員長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員会の設立初年度の委員の任期については、第6条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。